

## 建築基準法第6条の3特定構造計算基準のうち

### 確認審査が比較的容易にできるものの審査の開始について

建築基準法の一部改正(平成27年6月1日施行)に伴い、建築基準法第6条の3第1項ただし書きに規定される「特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるもの」の審査(ルート2基準審査)を平成27年6月1日以降にお引き受けさせて頂きましたものから審査を開始いたします。

ルート2基準審査は、通常審査料金に下記手数料を加算致します。

#### 【ルート2基準審査手数料】

申請面積(棟ごと※)	手数料(円)
500 m <sup>2</sup> 以内	80,000
500 m <sup>2</sup> 超～1,000 m <sup>2</sup> 以内	100,000
1,000 m <sup>2</sup> 超～2,000 m <sup>2</sup> 以内	120,000
2,000 m <sup>2</sup> 超～10,000 m <sup>2</sup> 以内	160,000
10,000 m <sup>2</sup> 超～50,000 m <sup>2</sup> 以内	230,000

※エキスパンションジョイント等により構造上独立している場合、別棟とみなし棟ごとに手数料を加算致します。

平成27年5月

株式会社総合確認検査機構